広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の概要

□ **法目的（第1条）**：広域的地域活性化のための基盤整備を推進すること
地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること

広域的地域活性化基盤整備計画（第5条） →作成：都道府県

◆ **広域的特定活動（第2条第1項）**：産業生産、観光などの活動であって、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いもの

◆ **拠点施設（第2条第2項）**：地域における広域的特定活動の拠点となる施設（観光施設、工業団地、教養文化施設等）

◆ **重点地区（第2条第3項第1号）**：拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区

民間都市開発推進機構 → 出資等（第15条） → 民間事業者

民間拠点施設整備事業（第7条第1項）
民間事業者が実施する拠点施設の整備に関する事業（政令で定める規模以上のもの）

拠点施設関連基盤施設整備事業（第2条第3項第1号）
重点地区の区域における民間事業者等による拠点施設の整備に関する事業と一体的に実施することが必要となる事業

拠点施設関連基盤施設整備事業（第2条第3項第2号）
拠点施設において行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業

提案事業（第5条第2項第3号）
拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（ソフト事業）

民間拠点施設整備事業計画（第7条） →作成：民間事業者

都道府県

・・・都道府県実施事業
・・・民間事業者実施事業

申請（第7条） ↓ ↑ 認定（第8条）

計画の提出（第19条第1項） ↓ ↑ 交付金の交付（第19条第2項）

国 土 交 通 大 臣

特定居住の促進（第2条第1項第1号ハ）

連携

特定居住促進計画（第22条）
→作成：市町村

市町村

提案（第5条第10項）

提案（第32条）

指定（第28条）

協議（第22条第7項）

特定居住支援法人（第22条）

特定居住促進協議会（第23条）

広域的地域活性化基盤整備計画の作成・提出にあたって

- ●関係市町村への意見聴取（義務）（第5条第6項）及び送付（第5条第12項）
- ●他の都道府県との境界に係る事業については、当該都道府県への意見聴取（義務）（第5条第7項）
- ●市町村等が実施する事業を記載する場合は（第5条第8項）、当該市町村等の同意（義務）（第5条第9項）
- ○広域地方計画協議会への協議（任意）（第6条第1項）